

地域振興局 林務課長
信州の木活用課長 様
森林づくり推進課長

森林政策課長

森林土木事業におけるクマ対策費用の適切な計上について(通知)

このことについて、令和7年10月31日付け7森政第299号「森林土木事業における安全管理の徹底について」により通知したところですが、関係団体から対策費用計上の要望がありました。

については、山間部での業務となる森林土木事業(建設工事、森林整備、委託業務)において、下記により対応してください。

記

1 クマ対策費用の計上について

(1) 業務現場で必要なクマ対策携行品(熊スプレー、熊ホーン、鈴等)の配備について受注者から費用の請求があった場合は、購入・配備等の適正を確認の上、安全費に積み上げ計上する。

(2) 積み上げ計上の根拠は以下とする。

ア 委託業務(測量業務、調査等業務)

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領 第3部 測量業務」

1-3-3安全費の積算について

2 「…熊対策ハンター…及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上積算により算出する。」

イ 建設工事、森林整備

「森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準」

1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 (ケ) 安全費 a

(c) 「…工事施工上必要な安全対策費等に要する費用」

「その他、現場条件等により積上げを要する費用」に該当

2 対象業務について

(1) 本通知は、発出日以降に公告する業務(建設工事、森林整備、委託業務)から適用するが、それ以前に契約した業務についても適用可能とする。

(2) 受注者には、本通知内容を周知したうえで協議等を行う。

3 県公共事業発注部局の対応について

(1) 本通知内容については、県公共事業を発注する各部局ごとに各発注機関に発出される。

(2) 市町村及び関係団体には、建設部技術管理室から通知される。

(問合せ先)

担 当:指導担当 百瀬、塚原

電 話:026-235-7265 (直通)

F A X :026-234-0330

防災電話:8-231-3227

E-mail:rinsei@pref.nagano.lg.jp